

住民税の公的年金からの引き落とし (特別徴収制度) が10月より始まります

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方
お知らせです。



公的年金受給者の納税の利便性の向上や徴収事務の効率化を図る観点から公的年金からの特別徴収制度が導入されます。

従来は、住民税を市町村の窓口・金融機関に出向くなどして納付されていたものを公的年金から引き落とし（特別徴収）する制度です。

特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

1 特別徴収の開始

平成21年10月以降に給付される公的年金から特別徴収が導入されます。

2 対象者

65歳以上（4月1日現在）の公的年金受給者であって、個人住民税の納税義務のある方が対象となります。

次の方は、特別徴収の対象になりません。

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
- 特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方
- 1月2日以降に神崎町から転出した方
- 介護保険料が年金から引き落としされていない方



3 特別徴収される税額

公的年金等の所得に係る住民税の所得割額と均等割額
給与所得などに係る所得割額は、別途徴収されます。

4 対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などの公的年金
障害者年金や遺族年金は対象になりません。

5 特別徴収の対象税額と徴収方法

特別徴収を開始する年度（平成21年度）

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

2年目以降の徴収方法（平成22年度～）

特別徴収					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度 税額の 約1/6	前年度 税額の 約1/6	前年度 税額の 約1/6	本年度 税額の 約1/6	本年度 税額の 約1/6	本年度 税額の 約1/6
前年度2月分と同じ額を徴収			本年度税額から仮徴収額を引いた残りの額を1/3ずつ徴収		